

- ① ICT 関連業務を主たる事業として営む企業
- ② 一般会員 ICT 以外の業務を主たる事業として営む企業、団体、公共機関、教育機関等の法人及び個人

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、所定の入会手続きにより理事会の承認を得なければならぬ。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会で特に認めた会員は、会費の納入を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 退会しようとする会員は、あらかじめ書面をもって理事長に届出をしなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 1 人以上
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む） 10 人以上
- (4) 監事 1 人以上

第 50 条 この法人は、法 31 条の規定により解散する。

2 総会の決議により解散するときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載する。

第 11 章 雜則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 23 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費（1 年間分）法人会員□20,000 円 個人会員 10,000 円
 - (2) 賛助会員会費（1 年間分）法人会員□20,000 円 個人会員 10,000 円
- 6 この法人の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) ICT 会員会費（1 年間分）□80,000 円
 - (2) 一般会員会費（1 年間分）法人会員□20,000 円 個人会員□10,000 円

(実施の時期)

- 1 この改正規定は令和 2 年 8 月 7 日から実施する。